

## 意見書案第 8 号

### 農林漁業用軽油に係る軽油引取税および農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税措置に関する意見書

農林水産業において、非常に重要な税制上の特例措置である農林水産業に係る軽油引取税の課税免除措置および農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税措置や還付措置が平成 24 年 3 月末をもって終了することとなる。

しかし、農業の中心的な存在である担い手経営体ほど大型機械、施設等を導入しており、軽油や A 重油の使用量は多く、経営環境は大変厳しい状況にある。

また、コストに占める燃料費のウェイトが極めて大きい漁業についても、燃料価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的に魚価が低迷していることから、収入面において厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

このように、経営努力では賄いきれないほどの燃料、資材等の価格高騰が続いており、その上、軽油引取税の課税免除措置や石油石炭税の免税措置および還付措置が撤廃されると農業や漁業の継続維持ができない状態となる。将来にわたって、国民への安全で安心な国産農水産物の安定供給を図る上からも、これらの制度は必要不可欠な制度である。

よって、国会および政府におかれては、農林水産業に係る軽油引取税の課税免除措置ならびに農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免除措置および還付措置について、今後も制度を継続するとともに、恒久化を図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 16 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣 宛

長浜市議会議長